

令和 7 年 10 月 23 日

報道関係各位

認定資器材の一時出荷停止について

本会認定工場制度において、認定資器材以外の製品へ認定標章（認定マーク）の表示等を行った規定違反事案を受け、下記のとおり処分しました。

記

1. 処分対象の認定工場所有会社：タキロンシーアイ株式会社
2. 処分対象の認定工場及び内容：公益社団法人日本下水道協会下水道用資器材製造工場認定規程第 24 条の 2 第 1 項の規定に基づき、下表の認定工場の 1 資器材を一時出荷停止する。

認定工場 所有会社	認定工場名	認定番号	資器材名	処分内容	処分年月日
タキロンシー アイ株式会社	東京工場	第 090801 号	プラスチック製ます	一時出荷 停止	令和 7 年 10 月 23 日

3. 処 分 理 由：上記認定工場において、日本下水道協会が認定していない資器材の製品に対して認定標章を表示し、出荷していたため。

（参考）事案の経緯：

- 本年 5 月：タキロンシーアイ(株)から本会に不正があった旨の報告
- 本年 6 月以降：タキロンシーアイ(株)へ、不正事実に関する事実関係の協議、確認
- 本年 9 月：不正事実の報告書の提出
- 本年 10 月：本会によるタキロンシーアイ(株)への現地確認



JSWAS K-7「下水道用硬質塩化ビニル製ます」規格とは異なる受枠形状（規格外品）の
硬質塩化ビニル製ふた（代表的な例）

4. 本事案の関連規程（抜粋）：

「公益社団法人日本下水道協会下水道用資器材製造工場認定規程」（令和6年10月1日施行）

第24条

3 理事長は、認定工場が次の各号の一に該当するときは、必要に応じて臨時の工場調査を行い、認定資器材の一時出荷停止要請を通知するものとする。

- 一 第15条第1項の規定による認定申請書の記載内容に虚偽のおそれがあるとき
- 二 認定資器材の品質や性能が、第17条の規定に定める認定基準に適合しないおそれがあるとき
- 三 第19条の規定による認定標章を認定資器材以外のものに表示したとき
- 四 法令違反や事故等により、認定工場制度の信頼等に影響を及ぼすおそれがあるとき
- 五 その他理事長の指示と相違するとき

第24条の2 理事長は、認定工場が前条第3項の臨時の工場調査による規定に該当し、前条第4項に基づく認定の取消しには該当しないが、当該認定工場の不正が認定工場制度の信頼性に影響を及ぼすと判断した場合は、委員会審議に付し、原則として当該認定工場に対し認定資器材の出荷を1年間停止するものとする。

お問合せ先：

公益社団法人 日本下水道協会 技術部 規格検査課 岡本、佐藤

Tel:03-6206-0946 E-mail:kensa@ngsk.or.jp